

## 令和8年度「ごみゼロやまがた県民運動」(職場編) 展開方針参考資料

## 【過去3年分】

1 食品ロスの削減 R5 R6 R7

- 「もったいない山形協力店」の積極利用
- 宴会での適量注文・3010運動での食べきり
- 食べきれない場合の持ち帰り
- フードドライブの実施(家庭の未利用食品)

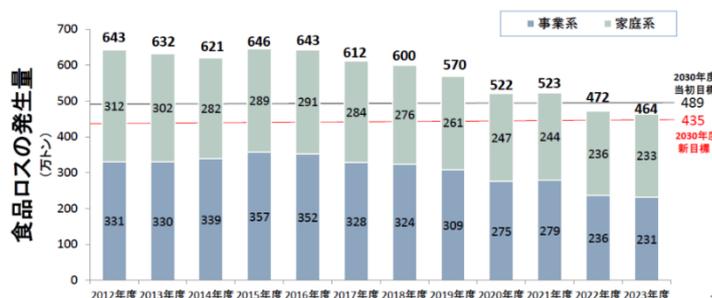
＜食べ残し量の割合＞

- ・ 食堂・レストラン：3.6%
- ・ 結婚披露宴：12.2%
- ・ 宴会：14.2%

出典：食品ロス統計調査・外食調査  
(平成27年度 農林水産省)

※ 家庭系食品ロスは、「第5次循環型社会形成推進基本計画」(R6.8策定)において、2000年度比で、2030年度までに半減させる(216万トン)目標を設定。事業系食品ロスは、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(R7.3公表)において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減(219万トン)させるという目標を設定

※ 令和6年12月には、消費者庁と厚生労働省の連名による「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」が、食品寄附等に関する官民協議会による「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」が公表された。



出典：我が国の食品ロスの発生量の推移等(令和7年6月環境省)

2 プラスチックごみ・紙ごみの削減 R5 R6 R7

- リデュース
  - ・ 使い捨てプラスチック製品の辞退(マイボトル、マイバッグ、アメニティ)
  - ・ 事務用品等の在庫管理の徹底、休眠物品の使用
  - ・ 文房具の長期使用(インク補充など)
  - ・ 紙の使用の抑制(電子化による印刷省略など)
- リユース
  - ・ 事務機器のメンテナンス・修理による長期使用
  - ・ 不用品の売却
- リサイクル
  - ・ 紙類、ペットボトルの分別、リサイクル

※ 国の第5次循環型社会形成推進基本計画(R6.8策定)において、プラスチック資源循環戦略のマイルストーンにおいて、2030年までに、ワンウェイのプラスチック(容器包装等)を累積で25%排出抑制するよう目指すことなどが設定されていることを踏まえ、プラスチック資源循環促進法等に基づき、廃プラスチックの発生抑制・再使用・分別回収の推進を最大限に進めることとされている。

＜プラスチック製品の使用の合理化＞

提供方法の工夫：ポイント還元、消費者への意志の確認、繰り返し使用を促すなど

製品の工夫：薄肉化・軽量化、再生可能資源・再生プラスチックの使用など

3 グリーン購入の推進 R5 R6 R7

- 山形県リサイクル認定製品・エコマーク商品の優先購入